

身体拘束等の適正化のための指針

居宅介護支援事業所 サンプラザ長岡

第1条 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

(2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

1) 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

2) 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

3) 一時性

身体拘束等が一時的であること。

※ただし、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座位姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は「やむを得ない身体拘束等」ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するため、留意が必要である。

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

1) 生活状況を確認する。

2) 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

3) 利用者の思いをくみ取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

4) 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような言動・行動は行わない。

5) 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。

- 6) 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

第2条 身体拘束等廃止に向けた体制

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置（施設サービスが設置する身体拘束等適正化委員会に所属する）

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。なお「虐待防止委員会」と同時に開催することもできるものとする。

1) 設置目的（施設サービス体制に準ずる）

- ① 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ② 身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③ 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ④ 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

2) 身体拘束防止委員会の構成（施設サービス体制に準ずる）

- ① 医師
- ② 事務長
- ③ 看護部長
- ④ 介護長
- ⑤ 看護主任・介護主任
- ⑥ リハビリ主任
- ⑦ 居宅介護支援事業所 管理者

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

1) 事実確認、受け入れ時の体制構築

- ① 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正化委員会にて協議する。
- ② 身体拘束等の内容、時間等について、身体拘束及び行動制限に関する状況を確認し、利用者及び家族、関係事業所にて情報共有をする。

2) 身体拘束の発見

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会において実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）については協議検討し、議事録に残す。

3) 身体拘束等の継続と解除

- ① 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、支援経過記録を用いて、身体拘束発生時にその対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得

ない理由その他必要な事項を記録する。

②身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。

③身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、「支援経過記録」に記録する。

4) 緊急時

①緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員複数で協議し緊急やむを得ない理由をケース記録に記録する。その後の事は身体拘束等適正化委員会において協議する。

第3条 身体拘束等に向けた各職種の役割

身体拘束等の発生の防止・早期発見に加え、身体拘束等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、身体拘束防止に関する措置を適切に実施することを目的として、下記の(1)に掲げる役割を果たすため、身体拘束防止委員会を設置する。

(施設サービスが設置する身体拘束等適正化委員会に所属する)

(1) 委員会の役割

- 1) 身体拘束防止のための指針等の整備
- 2) 身体拘束防止を目的とした年1回以上の職員研修の企画・推進
- 3) 身体拘束予防、早期発見に向けた取り組み
- 4) 身体拘束が発生した場合の対応
- 5) 身体拘束の原因分析と再発防止策の検討

(2) 構成員 (施設サービス体制に準ずる)

- 1) 医師
- 2) 事務長
- 3) 看護部長
- 4) 介護長
- 5) 看護主任・介護主任
- 6) リハビリ主任
- 7) 居宅介護支援事業所 管理者

(3) 委員会の開催頻度と記録

- 1) 委員会は月1回開催する。
- 2) 虐待の発生又は発生が疑われる場合は、その都度開催する。
- 3) 委員会の会議内容を記録する。

第4条 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

- (1) 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年1回以上開催）の実施。
- (2) 新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施。
- (3) その他必要な教育・研修の実施。

第5条 身体拘束等が発生した場合の報告方法等

- (1) 利用者又は家族等から身体拘束の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。
相談窓口は、管理者とする。
- (2) 事業所内における身体拘束は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から身体拘束の早期発見に努めるとともに、身体拘束防止委員会及び管理者は早期発見に努めるよう促し、管理者に口頭・書面で報告する。

第6条 身体拘束等に係る苦情解決方法

- (1) 身体拘束等の苦情相談は、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者に報告する。

第7条 当指針の閲覧

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにする。

第8条 その他

権利擁護及び身体拘束防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附 則

本指針は、2024年4月1日より施行する。